

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中野市長 湯本 隆英

市町村名 (市町村コード)	中野市 (20211)
地域名 (地域内農業集落名)	日野地区 (間山、新野、高遠、更科)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

日野地区では、人口減少、高齢化の進行に伴い、農家人口も減少している。
農地は平坦部から山裾の丘陵部に至るまで広く分布し、リンゴやブドウ等の果樹や水稻、野菜などの生産が行われている。
農家の高齢化に伴い、丘陵部上段の地域では、農作業の負担が大きく、耕作されない農地が増えている。
消費者ニーズの変化や地球温暖化による既存作物への影響が懸念される中、新たな品目の開発や担い手等の確保などが課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

果樹や水稻、野菜等既存の農産物の栽培を引き続き行っていくほか、付加価値の高い品目や気候変化に対応した品目の栽培についてJA等関係機関と連携しながら研究を進める。
日野地区は、農地の集約化を進めつつも、地区内人口だけでは農業者が不足していることから地区外から新たな認定農業者等の担い手や多様な経営体などの農業を担う者、または外国人なども視野に入れながら後継者や農作業支援者を確保していく。また、担い手等や農地所有者が集う場を地域と関係機関が連携して定期的開催し、地域農業に関する情報を共有するとともに、次の取組について引き続き検討する。
①新規参入支援(機械等の購入支援) ②儲かる品種・品目の栽培 ③情報発信
④結婚・出会いの機会づくり支援 ⑤農道の整備⑥農地情報の見える化・賃借手続きの簡素化
中山間地域等直接支払制度の集落協定対象エリアについては、協定参加者が中心となり、農業生産活動等を継続するための活動を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	211.61 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	170.62 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

担い手等への農地の集積・集約化を基本としつつ、農地、農道・水路等の整備により荒廃化を抑制し、担い手等の効率的で安全性の高い農作業や良好な営農環境の確保を図り、兼業農家や自給的農家等の農地利用を進める。
農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域(目標地図を作成する区域)とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全管理を行う区域とする。また、既に山林・原野化し、再生が困難な山間部の農地については、農用地区域からの除外を検討する。
地域計画策定当初から、農業上の利用が行われる区域内の全農地に、将来の農業を担う者を位置付けることは困難であることから、今後、地域での話し合いを継続し、段階的に農業上の利用が行われる区域や担い手等の追加及び見直しを行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
日野地区のうち、まずは間山、更科の各地区の農地を主とするが、その他の地区についても農地中間管理機構の活用を推進し、経営農地の集約化を目指す。 また、傾斜地にある農地については、農地の集積・集約が困難な場所もあることから、現在の耕作者が規模縮小や離農を検討する際、改めて近隣農家への農地の集積、または借り受け等を希望する新規就農者を募るなど、新たな担い手等への継承を推進するものとする。 なお、農地の流動化を促進し、周辺農地の良好な営農環境を保全するため、農地所有者等は耕作していない農地について、定期的に草刈りを行うなど、良好な状態を維持する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用の推進にあたっては、メリットや必要な手続きについてわかりやすく説明する等、周知方法の工夫に努めるとともに、継続的な情報提供を図る。なお、農地所有者の事情や農地利用調整の合意形成等にとって物納(米)が必要であり、農地中間管理機構が認めた場合に限り、物納の取扱いとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
日野地区の農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、農道や水路の整備及び改修について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手等として育成していくため、市及びJA等と連携し、農業体験の実施や相談体制の確立、情報収集と発信に努め、新たな担い手等が早期に安定経営できるよう、住宅の斡旋や地域の世話人の紹介などの取組みについて検討し、切れ目なく支援に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託に関する取組については、今後地域において検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地区内農地における鳥獣被害を軽減するため、市やJAと連携し、電気柵の設置や、必要に応じて有害鳥獣の捕獲を行うなど、農作物や人身への被害発生の防止に取り組む。

③農業生産に関わる負担の軽減、安全性の向上や効率化を目指して、スマート農業の導入・活用について、市やJA等と連携して研究・検討していく。

⑦⑧生産性向上を目指し、農地及び基盤施設の保全・管理に努めるとともに、農地への進入路の整備、ため池・水路等の整備や改修を検討し、担い手等が参入しやすい営農環境を構築する。

⑩農地情報や農業就業者に係る情報について、農業委員会と市等が連携して収集・管理し、必要な情報を発信し、農地の集積・集約や担い手等の確保に取り組む。

